

## 久留米工業高等専門学校専攻科における単位の修得に関する規程

(平成18年4月1日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、久留米工業高等専門学校学則第53条第3項の規定に基づき、専攻科(大学と連携して行う教育プログラムは除く。)の修了に必要な単位の修得について定めることを目的とする。

### (修了に要する単位数)

第2条 専攻科の修了に要する単位数は、62単位以上とする。ただし、専攻科の単位を修得し修了するには学則第49条別表第3に示す機械・電気システム工学専攻と物質工学専攻の各系(以下「コース」という。)のいずれかを履修しなければならない。

第3条 機械・電気システム工学専攻及び物質工学専攻のコースは、以下のとおりとする。

機械・電気システム工学専攻：機械工学コース、電気電子工学コース、制御情報工学コース

物質工学専攻：生物応用化学コース、材料工学コース

### (他大学等での単位の修得)

第4条 第2条の規定にかかわらず、他の大学等において修得した単位は、6単位を限度に一般科目選択の専攻科特論一般Ⅰ、Ⅱ又は専門基礎科目選択の専攻科特論専門Ⅰ、Ⅱの修得単位として置換えることができる。ただし、この場合も専門基礎選択科目10単位以上、専門選択科目14単位以上修得しなければならない。

### (他コースの修得)

第5条 単位の修得にあたっては、他コースの選択科目を、4単位を限度として修得することができ、修了に要する単位として認めることができる。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 久留米工業高等専門学校専攻科の単位の修得に関する規程(平成15年4月1日制定)は、この規程制定の日から廃止する。
- 3 この規則は平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前入学者の単位の修得に関しては、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。